

代筆委任状

- この様式は、委任者本人が病気やけが等の理由により、自書することが困難な場合のみ利用できます。
- 代筆者は、委任者本人の意思を確認の上、代筆してください。なお、代理人（窓口に来る方）以外の方が、代筆者になってください。
- 代理人は、窓口に来る際に本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参してください。また、委任者と代筆者の本人確認できる書類（写し可）も併せて持参してください。

宮城県宮城郡利府町長 殿

委任者（証明等が必要な方）

令和 年 月 日（代筆日）

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
連 絡 先	

代理人（窓口に来る方）

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
連 絡 先	
委任者との関係	祖父母・親・子・孫・兄弟姉妹・その他（ ）

委任事項

1. 被保険者証に関する事項
2. 限度額適用認定証に関する事項
3. 高額療養費、療養費など給付に関する事項
4. その他（ ）

代筆者（代筆する方（窓口に来る方以外））

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
連 絡 先	
委任者との関係	祖父母・親・子・孫・兄弟姉妹・その他（ ）

委任者は、以下の理由により自書できないため、委任者の意思を確認の上、代筆しました。

1. 病気、けがなど身体的な理由により、自書できない
2. 認知症など判断能力の低下により、自書できない
3. その他（ ）

刑法 抜粋

- 第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
 - 3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

利府町国民健康保険条例 抜粋

第12条 利府町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。